

## 鳥取県告示第598号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成20年9月1日に海面における漁業の免許をしたので、次のとおり告示する。

平成20年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 免許番号 海共第4号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
東伯郡北栄町弓原334  
中部漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
平成20年鳥取県告示第402号（海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について。以下「免許内容告示」という。）1(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示1(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 2 (1) 免許番号 海共第7号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
米子市灘町一丁目無番地  
米子市漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示2(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示2(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 3 (1) 免許番号 海区第1号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示3(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示3(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 4 (1) 免許番号 海区第2号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
岩美郡岩美町大字田後68  
田後漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示4(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示4(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

- 5 (1) 免許番号 海区第3号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示5(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示5(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 6 (1) 免許番号 海区第4号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示6(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示6(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 7 (1) 免許番号 海区第5号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示7(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示7(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 8 (1) 免許番号 海区第6号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示8(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示8(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 9 (1) 免許番号 海区第7号
- (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
- (3) 免許の内容  
免許内容告示9(1)のとおり
- (4) 制限又は条件  
免許内容告示9(5)のとおり
- (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

- 10(1) 免許番号 海区第8号  
(2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合  
(3) 免許の内容  
免許内容告示10(1)のとおり  
(4) 制限又は条件  
免許内容告示10(5)のとおり  
(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 11(1) 免許番号 海区第9号  
(2) 漁業権者の住所及び名称  
東伯郡琴浦町大字赤碕1735  
赤碕町漁業協同組合  
(3) 免許の内容  
免許内容告示11(1)のとおり  
(4) 制限又は条件  
免許内容告示11(5)のとおり  
(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 12(1) 免許番号 海区第10号  
(2) 漁業権者の住所及び名称  
東伯郡琴浦町大字赤碕1735  
赤碕町漁業協同組合  
(3) 免許の内容  
免許内容告示12(1)のとおり  
(4) 制限又は条件  
免許内容告示12(5)のとおり  
(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 13(1) 免許番号 海区第11号  
(2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合  
(3) 免許の内容  
免許内容告示13(1)のとおり  
(4) 制限又は条件  
免許内容告示13(5)のとおり  
(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 14(1) 免許番号 海区第12号  
(2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合  
(3) 免許の内容  
免許内容告示14(1)のとおり  
(4) 制限又は条件  
免許内容告示14(5)のとおり  
(5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで

- 15(1) 免許番号 海区第13号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
  - (3) 免許の内容  
免許内容告示15(1)のとおり
  - (4) 制限又は条件  
免許内容告示15(5)のとおり
  - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 16(1) 免許番号 海区第14号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
  - (3) 免許の内容  
免許内容告示16(1)のとおり
  - (4) 制限又は条件  
免許内容告示16(5)のとおり
  - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
- 17(1) 免許番号 海区第15号
  - (2) 漁業権者の住所及び名称  
鳥取市賀露町西四丁目1806  
鳥取県漁業協同組合
  - (3) 免許の内容  
免許内容告示17(1)のとおり
  - (4) 制限又は条件  
免許内容告示17(5)のとおり
  - (5) 存続期間 平成20年9月1日から平成25年8月31日まで